

# 石川県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（案）の概要

## 1 条例制定の背景及び趣旨

社会全体のデジタル化の進展に対応した全国的な共通ルールを定めるため、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）が改正されました。これにより個人情報関連三法が統合されて全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されるとともに、それぞれ条例で規律している地方公共団体は、議会を除き、令和5年4月から個人情報保護法の適用を受けることとなります。

本県議会においては、現在、石川県個人情報保護条例により実施機関の1つとして運用しておりますが、議会が個人情報保護法の適用対象から除外されることから、新たに個人情報の保護に関する条例を制定します。

なお、本条例は、現行条例の内容を踏まえつつ、個人情報保護法及び県が同法の施行に関し必要な事項を定めた石川県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「個人情報保護法施行条例」といいます。）との整合を図っております。

## 2 条例案の概要

### （1）目的

議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とします。

### （2）定義

個人情報、個人識別符号、要配慮個人情報、保有個人情報、個人情報ファイル、本人、仮名加工情報、匿名加工情報、個人関連情報、特定個人情報等について定義します。

### （3）議会の責務

議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとします。

### （4）個人情報の取扱い

- ・ 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限ります。
- ・ 議会は、本人から個人情報を取得するときは、本人に対し、その利用目的を明示します。
- ・ 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

#### (5) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

議会が保有している個人情報を容易に検索できるよう体系的に構成した個人情報ファイルについて、個人情報ファイルの利用目的や記録される項目、個人の範囲等を記載した帳簿を作成し、公表します。

#### (6) 開示

- ・ 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。
- ・ 議長は、開示請求があったときは、条例に定める不開示情報を除き、開示請求者に対し、開示します。
- ・ 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしますが、事務処理上の困難等正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとします。

#### (7) 訂正

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、議長に対し、訂正（追加又は削除を含みます。）を請求することができます。

#### (8) 利用停止等

何人も、自己を本人とする保有個人情報が条例の規定に違反して保有若しくは利用又は提供されていると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、利用の停止若しくは消去又は提供の停止を請求することができます。

#### (9) 審査請求

開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、石川県個人情報保護審査会（以下「審査会」といいます。）に諮問します。

#### (10) 施行の状況の公表

議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表します。

#### (11) 罰則

罰則は、現行条例と同様の取扱いとします。

ただし、審査会の委員に係る罰則については、個人情報保護法施行条例に規定されます。

#### (12) 施行期日

令和5年4月1日

### 3 現行条例からの主な変更

#### (1) 仮名加工情報等の定義

個人情報保護法に定義がされた「個人識別符号」、「仮名加工情報」、「匿名加工情報」及び「個人関連情報」の用語の定義を加えました。

|        |   |
|--------|---|
| 個人識別符号 | 個人に提供される役務の利用、個人に発行されるカード等に記載された文字、番号、記号その他の符号で個人ごとに異なるもの |
| 仮名加工情報 | 他の情報と照合しない限り、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した個人に関する情報        |
| 匿名加工情報 | 特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した個人に関する情報で、当該情報を復元できないようにしたもの |
| 個人関連情報 | 生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの         |

#### (2) 漏えい等の通知

議長は、保有個人情報の漏えい等で、個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、本人に対し当該事態が生じた旨を通知することとしました。

#### (3) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

現行条例に定める「個人情報取扱事務登録簿」に代えて「個人情報ファイル簿」を作成し、公表することとしました。

#### (4) 開示決定等の期限

開示決定等の期限は、現行条例と同じ開示請求があつた日から14日以内ですが、事務処理上の困難等正当な理由があるときの延長は、個人情報保護法と同じく30日以内に限ることとし、延長後の期間では現行条例の60日以内から44日以内としました。

#### (5) 審査会

審査会の設置等に関する事項については、本条例ではなく、個人情報保護法施行条例に規定されます。

なお、個人情報保護法施行条例における審査会の調査権限等の規定について、議会に関する部分を加える所要の改正を本条例附則により行うこととします。